

福山市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防ケアマネジメントマニュアル 新旧対照表

旧マニュアル ページ数	改 正 後	新マニュアル ページ数	現 行
1	削除	1	団塊の世代のすべてが75歳以上となる 2025年（令和7年）までの間に、
7	包括的に提供する地域包括ケアシステムの <u>深化・推進</u>	7	包括的に提供する地域包括ケアシステムの <u>構築</u>
8	<u>高齢化が進行しており、2023年（令和5年）9月末現在における高齢化率は29.3%に達しています。</u>	8	高齢者人口は増加を続け、2018年（平成30年）には13万人を超え、高齢化率も2025年（令和7年）には29.2%となり、以降も上昇すると推計しています。
8	<u>・2023年度（令和5年度）は28,000人を超え、推計では、2040年（令和22年）には33,000人を超えるものと推計しています。</u>	8	・2016年度（平成28年度）は26,000人を超え、推計では、2023年（令和5年）には29,000人を超えるものと推計しています。
8	他市と比べ要介護（要支援）認定率は <u>21.4%</u> と高く、中でも要支援1・2の軽度者の割合は <u>39.15%</u> と高い傾向にあります。 <u>（2023年（令和5年）9月末現在）</u>	8	他市と比べ要介護（要支援）認定率は20.2%と高く、中でも要支援1・2の軽度者の割合は40.8%と高い傾向にあります。 <u>（2017年（平成29年）3月末現在）</u>
9	サービス・活動事業	9	介護予防・生活支援サービス事業
9	以下「サービス・活動事業」	9	以下「サービス事業」
10	サービス・活動事業	10	サービス事業
11	予防給付の基準を基本	11	予防給付と同様
11	サービス・活動事業併用表 サービス・活動事業単価等一覧表	11	サービス事業併用表 サービス・事業単価等一覧表
12	サービス・活動事業併用表 サービス・活動事業単価等一覧表	12	サービス事業併用表 サービス・事業単価等一覧表
13	サービス・活動事業併用表 サービス・活動事業単価等一覧表	13	サービス事業併用表 サービス・事業単価等一覧表
14	サービス・活動事業併用表 サービス・活動事業単価等一覧表	14	サービス事業併用表 サービス・事業単価等一覧表

1 5	予防給付の基準を基本	1 5	従前の予防給付と同様
1 5	サービス・活動事業併用表 サービス・活動事業単価等一覧表	1 5	サービス事業併用表 サービス・事業単価等一覧表
1 6	サービス・活動事業併用表 サービス・活動事業単価等一覧表	1 6	サービス事業併用表 サービス・事業単価等一覧表
1 7	サービス・活動事業併用表 サービス・活動事業単価等一覧表	1 7	サービス事業併用表 サービス・事業単価等一覧表
1 8	サービス・活動事業併用表 サービス・活動事業単価等一覧表	1 8	サービス事業併用表 サービス・事業単価等一覧表
1 9	栄養改善が必要な「事業対象者」(6 5 歳未満の家族との同居も可)。基本チェックリストを実施した結果、栄養の 2 項目に該当し事業対象者に決定された人で、閉じこもり、うつなどの様子がある人。	1 9	栄養改善が必要な「事業対象者」(6 5 歳未満の家族との同居も可)。基本チェックリストを実施した結果、栄養の 2 項目に該当し事業対象者に決定された人で、閉じこもり、うつなどの様子があり、かつ、アルブミン 3.8 g /dl 以下の人。
1 9	サービス・活動事業併用表	1 9	サービス事業併用表
2 1	疾病や傷害	2 1	疾病や障がい
2 9	サービス・活動事業併用表	2 9	サービス事業併用表
3 0	初回は 3 か月、2 回目以降は 3 ～ 6 か月毎	3 0	3 か月毎
3 0	サービス・活動事業単価等一覧表	3 0	サービス・事業単価等一覧表
3 1	間隔をあけて必要に応じて設定し、訪問します(概ね 6 か月ごと)。	3 1	間隔をあけて必要に応じて設定し記録を残します(概ね 6 か月ごと)
3 1	サービス・活動事業単価等一覧表	3 1	サービス・事業単価等一覧表
3 2	サービス・活動事業単価等一覧表	3 2	サービス・事業単価等一覧表
3 3	(ケアマネジメント A) モニタリング ・事業所への状況確認 (毎月) ・訪問 (3 ～ 6 か月毎)	3 3	(ケアマネジメント A) モニタリング (毎月)

3 3	(ケアマネジメントB) モニタリング ・利用者の状況に変化があった場合は、適宜サービス・活動提供事業者や地域の人などから、地域包括支援センターに連絡が入る体制にしておく。 ・訪問（概ね6か月毎）	3 3	(ケアマネジメントB) モニタリング（概ね6か月ごと）
4 0	まず、最初に短期集中予防サービスの利用を検討します。		原則、最初に短期集中予防サービスを利用します。
5 3	生活機能の低下（フレイル）が見られる方	5 3	生活機能の低下が見られる方
7 2	削除	7 2	○通所型のサービスを利用する場合は、廃用症候群の予防の観点から、運動機能向上のプログラムを積極的に組み込み、日常生活の活発化や社会と関わる機会を提供しましょう。
8 3	初回は3か月、2回目以降は3～6か月に1回訪問します。	8 3	概ね3か月に1回訪問します。
8 3	※モニタリングの期間について、3か月より延長する場合は、利用者への説明・合意が得られていることと、センターとサービス事業者との間でも合意が得られていることが必要です。また、多職種で検討の結果、定期的なアセスメント等が必要と認めるもの（退院直後、悪性腫瘍、パーキンソン病の者など。）は3か月ごとのモニタリングが必要となります。	8 3	
8 5	削除	8 5	運動器機能向上・口腔機能向上のプログラムを利用する場合は3か月に1回
8 8	2018年（平成30年）	8 8	平成30年度
1 1 9	削除	1 1 9	運動器機能向上加算など
1 1 9	文化教室	1 1 9	俳句教室